

議案第 46 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和 27 年桐生市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 6 条の 2 第 1 項第 3 号中「もの。」を「もの」に改める。

第 9 条第 2 項及び第 3 項中「1 箇月」を「1 か月」に改め、同条第 7 項中「6 箇月」を「6 か月」に、「1 箇月」を「1 か月」に改める。

第 12 条第 4 項中「1 箇月」を「1 か月」に改める。

第 17 条第 1 項中「1 箇月」を「1 か月」に改め、「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項中「6 箇月」を「6 か月」に、「5 箇月」を「5 か月」に、「3 箇月」を「3 か月」に改め、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 17 条の 2 第 2 号中「(法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第 3 号中「1 箇月」を「1 か月」に、「禁錮(こ)」を「禁錮」に改め、同条第 4 号中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改める。

第 17 条の 3 中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改める。

第 17 条の 4 第 1 項中「6 箇月」を「6 か月」に、「1 箇月」を「1 か月」に改め、「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第 18 条第 6 項中「当該各項に」を「これらの規定に」に、「1 箇月」を「1 か月」に改め、「若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第 2 項、第 3 項又は第 5 項の規定の」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 46 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第 44 条により、地方公務員法が改正されたことに伴い、職員が成年被後見人等に至ったことをもって当然に失職することがなくなることから、所要の改正を行おうとするものです。